

# 福島県棚田地域振興計画

令和2年9月7日  
福島県

# 目 次

## 第一 棚田地域の振興の目標

- 1 棚田地域の現状 . . . 1
- 2 棚田地域振興の目標

## 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用
  - (1) 移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に資する施策
  - (2) 農山漁村体験や自然体験学習など、農村交流・体験の推進に資する施策 . . . 2
  - (3) 歴史的価値の高い文化的景観など、文化財の保護・活用に資する施策
  - (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
  - (5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策
  - (6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
  - (7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
- 2 福島県独自の支援施策 . . . 3
  - (1) 県の支援の現状と方向性
  - (2) 県における推進体制 . . . 4
  - (3) 棚田地域の振興に関する情報の発信

## 第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方
- 2 指定棚田地域以外の棚田地域の振興に関する基本的考え方 . . . 5

## **第一 棚田地域の振興の目標**

### **1 棚田地域の現状**

福島県の農地は、農業生産活動や地域ぐるみで農地・農業用施設等の地域資源を保全する共同活動等によって維持されており、とりわけ、棚田<sup>(※)</sup>については、棚田を守り続けようという農家の強い意志と努力によって守られてきた。

本県の棚田は、大部分が中山間地域に存在しており、これらの地域は他の地域に比べて農業従事者の減少や高齢化が進んでいるとともに、農業の担い手が少ないことから、荒廃の危機に直面している。

このような中、例えば、喜多方市高郷町揚津地区や柳津町久保田地区においては、棚田オーナー制度や交流イベント開催等を通じた棚田保全や観光誘客、むらづくりの取組がなされるなど、棚田を活用した地域振興が図られている事例があることから、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

### **2 棚田地域振興の目標**

本計画においては、棚田地域振興法の趣旨を踏まえつつ、国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口や関係人口の創出・拡大など、棚田を核とした棚田地域<sup>(※)</sup>の振興を図ることを目標とする。

なお、棚田地域の振興にあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画、福島県過疎・中山間地域振興戦略など、地域振興に関する計画等との調和を保つものとする。

#### **※棚田地域振興法に基づく定義**

- ・棚田：傾斜地に階段状に設けられた田（稲以外の作物が栽培されている又は作物が栽培されていない場合でも、稲作の再開が見込まれる場合を含む）
- ・棚田地域：自然的・社会的諸条件からみて、一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で、昭和25年2月1日における市町村（旧市町村）単位で、勾配が20分の1以上の一団の棚田が1ha以上（棚田の面積が1ha以上の団地又は棚田の保全に向けた共同活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの）である地域

## **第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策**

### **1 棚田地域の振興に関連する施策の活用**

棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図る。

#### **(1) 移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に資する施策**

「地域おこし協力隊」をはじめとする各種制度を一層活用するとともに、感染症対策の「新たな生活様式」のもとでのテレワーク<sup>(※)</sup>やワーケーション<sup>(※)</sup>の増加等の社会動向も

踏まえつつ、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組み、移住・定住を促進する施策を活用しながら、棚田保全の新たな担い手の確保を推進する。

※テレワーク : 「テレ」(離れた所)と「ワーク」(働く)を組み合わせた造語。情報通信技術 (ICT=Information and Communication Technology) を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

※ワーケーション : 「ワーク」(働く)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語。観光地等の旅先で休暇を過ごしながらかテレワークをする働き方。

## (2) 農山漁村体験や自然体験学習など、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年等の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが開催される場合が多いと想定されるものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費等が大きな負担となることから、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

## (3) 歴史的価値の高い文化的景観など、文化財の保護・活用に資する施策

多くの棚田は美しい景観を誇り、文化財として貴重な価値を有していることから、棚田の美しい景観や棚田に関連した地域の伝統文化など、文化財としての価値を保護・活用するための施策の活用を図る。

## (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業従事者の減少に伴い、耕作されない棚田も増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、法面の草刈りや農道の路面維持等の共同活動を支援する多面的機能支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備やそれらと併せた農地集積等に資する施策の活用を図る。

また、棚田で生産される農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

## (5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田地域の大部分は中山間地域であり、地すべり等の自然災害が発生しやすいことから、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

## (6) 観光資源の魅力向上など、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域においては十分に活用されていないことから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。

また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

## (7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、児童・青少年等の健全な育成に資するものであるとともに観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベント

やエコツーリズムの推進など、自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵やわなの設置、緩衝帯整備など、鳥獣被害対策に資する施策の活用を図る。

## 2 福島県独自の支援施策

### (1) 県の支援の現状と方向性

#### ア 現在の支援

##### ○ 遊休農地等保全対策支援事業（棚田活用タイプ）

市町村等の事業実施主体が策定する「棚田保全等支援計画」に基づき、農業者又は農業者の組織する団体等が行う棚田等の活用・保全対策及び棚田資源を生かした地域や都市住民等との交流活動に必要な経費を支援する。

##### ○ ふくしまグリーン・ツーリズム推進事業

棚田地域など、農山村におけるグリーン・ツーリズムの受入体制強化を図るため、各地域の受入協議会や関係団体相互の情報交換や既存農家民宿事業者のスキルアップ、新規事業者の掘り起こし等を行う。

##### ○ 地域創生総合支援事業（サポート事業・過疎中山間地域集落等活性化枠）

過疎・中山間地域において、元気で賑わいのある地域づくりを目指し、集落等（行政区、町内会等）や市町村等が行う集落等の再生・活性化への取組に必要な経費を支援する。

##### ○ 大学生等による地域創生推進事業

高齢化や地域の担い手不足等により、地域住民だけでは集落の維持・再生が困難になることが懸念される地域において、大学生と住民の協働による集落の実態調査・活性化策の提案や実証実験の実施や、大学生等が定期的、組織的に集落と行う地域づくり活動に必要な経費を支援する。

##### ○ ふくしまチャレンジライフ推進事業

福島ならではの地域資源をいかした新しい働き方・暮らし方「ふくしまチャレンジライフ」を首都圏等の若者に発信し、体験いただくことにより、より深く地域と関わる人材の創出を図る。

#### イ 今後の支援の方向性

棚田を中心とした地域活動に対する支援については、各々の地域における背景及び歴史を考慮したうえで実施する必要がある。そのため、棚田地域への支援は、多岐に渡る活動に対する支援が想定されることから、以下の観点を中心に関係機関が連携しながら検討することとする。

##### (ア) 棚田の保全

棚田での農業生産活動を支えるため、生産基盤の整備、耕作されていない棚田の原状回復、地すべり防止対策など、棚田の保全・機能向上を図る。

##### (イ) 棚田を維持するための地域づくり

棚田は、主に農業従事者や地域住民によって守られていることから、これらの人々の生活が安定するよう、所得向上や雇用確保を図るとともに、地域コミュニティ機能の維

持・強化や生活インフラの確保などの条件整備を推進する。

また、若者の定住や定年帰農等を促進し、棚田を維持する担い手を確保する。

(ウ) 棚田を活用した地域の活性化

棚田地域や周辺地域の活性化を図るため、児童・青少年等に棚田への理解を深めてもらうとともに、地域外の方々との交流を促進し、関係人口の創出・拡大等により地域を支える人材の確保を支援する。

(2) 県における推進体制

指定棚田地域の指定申請や指定棚田地域振興活動計画の県知事協議など、棚田地域の振興に関する一元的な窓口は、農林水産部農村振興課が担う。

また、出先機関においては、農林事務所企画部が窓口となって関係部局と調整し、県関連施策等について市町村等へ助言を行う。

さらに、棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、国土保全、環境、観光、教育等の関係部局間で十分な連携を図ることとする。

(3) 棚田地域の振興に関する情報の発信

棚田地域の情報が幅広く行き渡るよう、国、市町村等と連携しながら、県内外への広報に努める。

具体的には、国の制度・仕組みや棚田地域における先進的・モデル的事例等について周知し、市町村や団体の取組意欲を啓発することにより、県内での横展開を図る。

さらに、棚田を核とした地域振興に取り組む意欲的な集落の情報を発信することにより、県内外の方々に興味・関心を抱いていただき、交流人口・関係人口の創出・拡大を図る。

### **第三 其他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

#### **1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方**

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた指定基準に従うとともに、市町村からの申請に基づき、関係市町村等と綿密に連携しながら、以下の基準で選定することとする。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

イ 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

ア 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する組織が存在する、又は構築される見込みが高いこと

## 2 指定棚田地域以外の棚田地域の振興に関する基本的考え方

指定棚田地域以外の棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金等の各種施策を活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組等の先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくこととする。